

お問い合わせ・ご相談は
商工労政観光係

☎32-1841



融資制度 助成制度

市内事業所向けの融資制度と助成制度をご紹介します。

たくましい産業の育成に向けて…

店舗近代化促進事業助成金	
●対象者	・商業者(法人・個人問わず) ・従業員が10人未満であること
●助成金額	・新築 100万円 (経費が500万円以上) ・増改築 50万円 (経費が200万円以上) ・外観改修 30万円 (経費が100万円以上)

中小企業利子補給制度	
●対象者	・貸付条件どおり返済していること
●利子補給額	・年利2・5%を超える部分の2%まで(最初の5年間のみ)
●融資対象	・資金繰りが困難な企業者 ・法人にあつては、1年以上営業していること、個人にあつては、1年以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上営む企業者

中小企業融資制度	
●融資対象	市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者
●融資条件	※融資限度額は、2,500万円 特別資金 2,500 運転資金 1,000 返済期限 5年以内 設備資金 500 返済期限 7年以内 特別資金 15年以内
●融資利率	・運転資金0・2% ・設備資金0・3% ・特別資金0・5% + 長期ライムレート

企業向けの各融資資金及び助成金は、市税の滞納がないことが条件となります。

赤平市市税等収納向上対策本部	
●融資条件	・常時使用する従業員数が商業及びサービス業にあつては5人以下、その他の業種にあつては20人以下の企業者
●対象融資	・北海道中小企業総合振興資金融資制度の経営安定化資金セーフティネット
●利子補給額	・借入利率のうち1%の利率で計算した額(総額で200万円限度 貸付(災害貸付除く))
●貸付利率	・赤平市民 ・市内の事業所等に1年以上勤務 ・30万円以内(返済36ヶ月以内) による ・取扱金融機関の定めるところによる
●資金の種類	・融資額(万円) 200 100 3年以内
●運転資金	・返済期限 2年以内

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219

【今月の納税】

固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税 定 期
納期限 6月1日(月)まで

【納税相談窓口の開設について!】

納税相談は、8時30分から17時までの間、随時担当係で行っていますので、ご利用ください。